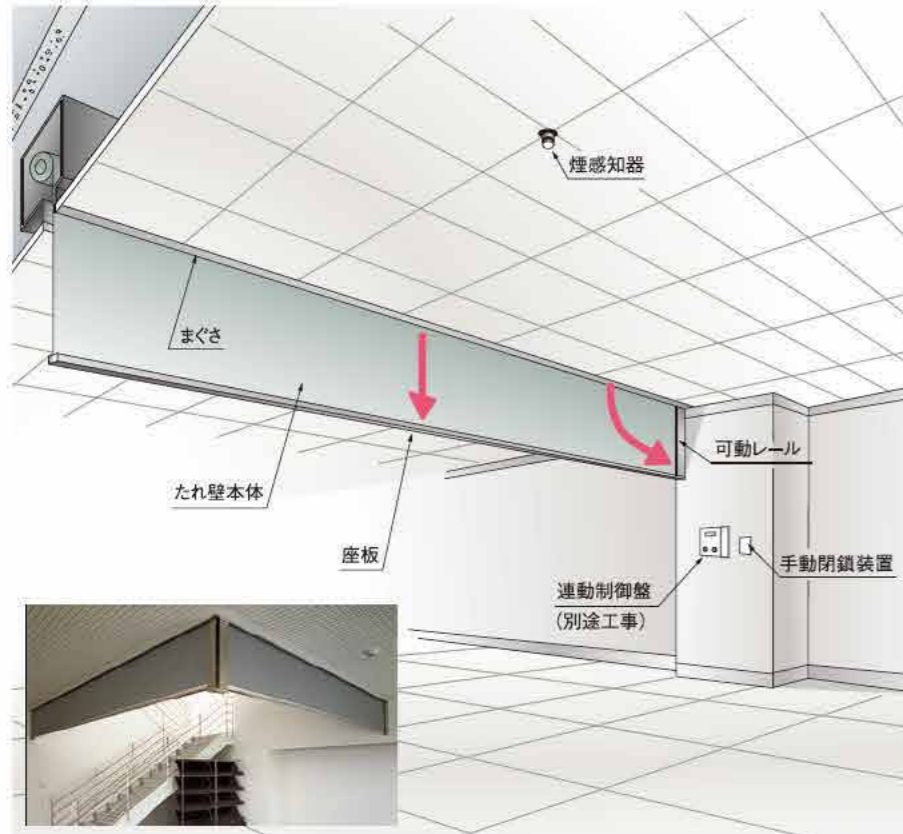


セレウォール 不燃布製巻取式

スペースをとらないコンパクトな巻取り機構。多様な防煙区画にも対応する露出可動型ガイドレールもラインアップ。



■ 特長

- 火災発生時、煙感知器との連動により、自重降下して区画を形成します。
- たれ壁本体は、火災にも耐えるように国土交通大臣認定(NM-0349)の化粧ガラスクロスを使用しています。
- 製作、施工の最大許容間口は、 $\text{H}=500\cdot 800\text{mm}$ のとき $\text{W}=20000\text{mm}$ まで1枚物でも可能です。また2枚連装することもできます。
- ガイドレールの納まりは、埋込固定型と露出可動型の2タイプ。露出可動型については、L字コーナー・T字コーナー・十字コーナーなど、多種多様な防煙区画にも対応できる仕様となっています。

■ 仕様

財団法人日本建築センター防炎性能評定 No.BCJ-防災-338

設計範囲	$\text{H}=1,000\sim 20,000\text{mm}$ $\text{H}=500\cdot 800\text{mm}$ 2枚連装も可	
部材構成	たれ壁本体	ガラスクロスに塩化ビニール皮膜 色: グレー 国土交通大臣認定 NM-0349
	ケース	溶融亜鉛めっき鋼板
ガイドレール 座板・まぐさ	アルミニウム合金押出型材 可動型ガイドレールは溶融亜鉛めっき鋼板 またはステンレス	
	巻取り機	フック巻取り式(自動閉鎖装置内蔵) 自閉器DC24V 自己遮断式 緩衝装置 ガバナプレーキ方式
連動制御盤	一次側AC100V 二次側DC24V 1回線(SCB-1SB)	
手動閉鎖装置	見えがかりステンレス、引きひも式	

関連法規

建築基準法施行令第126条の2

法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500平方メートルを超える建築物(建築物の高さが31メートル以下の部分にある居室で、床面積100平方メートル以内ごとに、間仕切壁、天井面から50センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効果のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下「防煙壁」という)によって区画されたものを除く)、第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が200平方メートルを超えるもの(建築物の高さが31メートル以下の部分にある居室で、床面積100平方メートル以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く)には、排煙設備を設けなければならない。

建築基準法施行令第126条の3

前条第一項の排煙設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

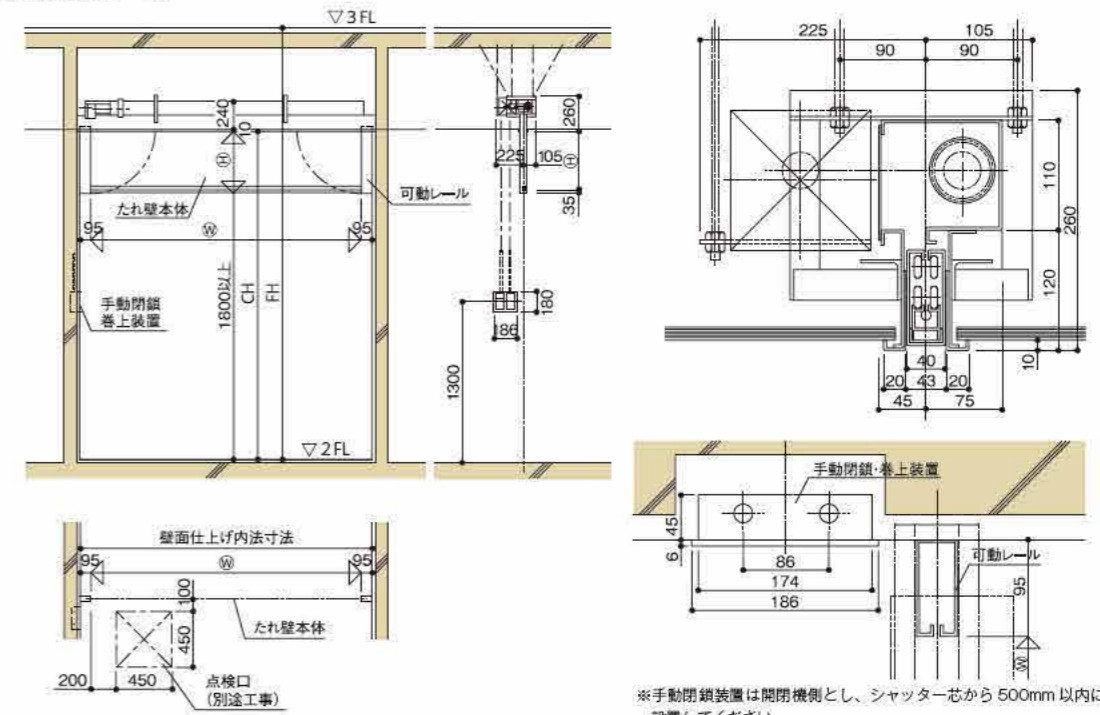
- 一、建築物をその床面積500平方メートル以内ごとに、防煙壁で区画すること。
- 二、排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

昭和44年度建設省告示第1730号

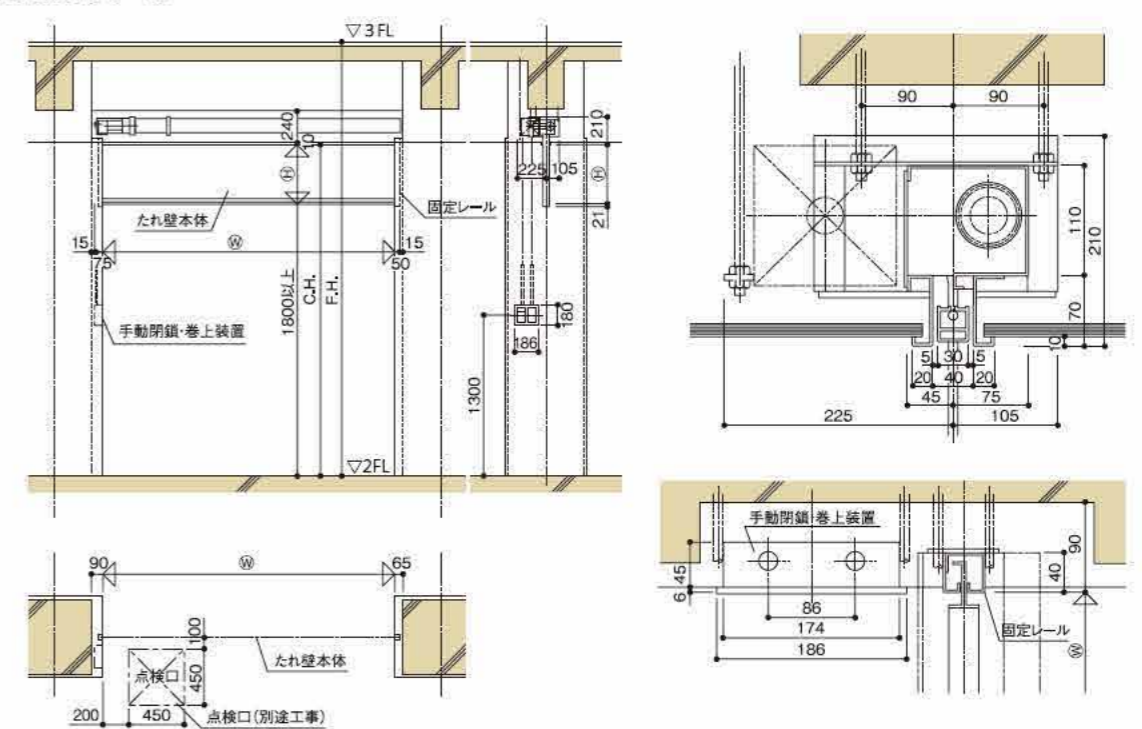
第二 非常用の排煙設備の基準

一、地下道は、その床面積300平方メートル以内ごとに、天井面から80センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効果のあるもので、不燃材料で造り、又はおおわれたもので区画すること。

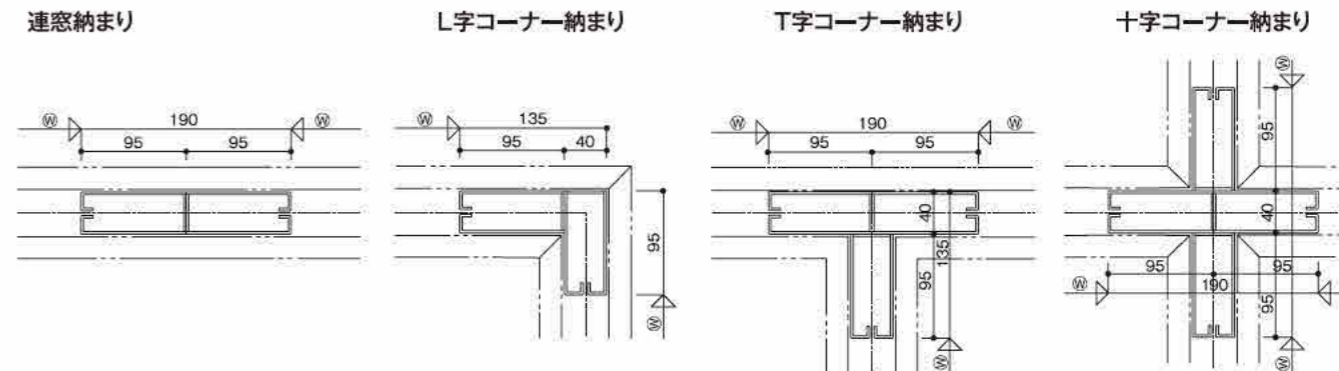
● 露出可動型ガイドレール



● 埋込固定型ガイドレール



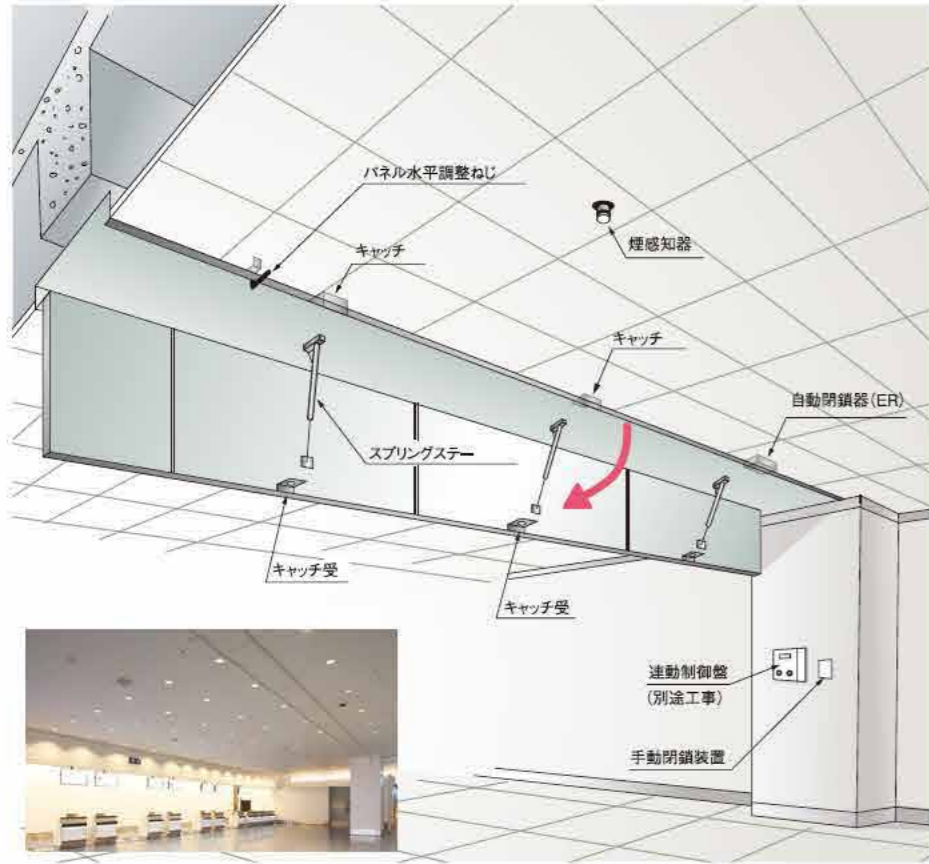
● 露出可動型ガイドレール納まり



可動防煙たれ壁

セレウォール スチール製回転式

内部
屋内



関連法規

建築基準法施行令第126条の2

法別表第1(イ)欄(1)項から(4)項までに掲げる用途に供する特殊建築物で延べ面積が500平方メートルを超えるもの、階数が3以上で延べ面積が500平方メートルを超える建築物(建築物の高さが31メートル以下の部分にある居室で、床面積100平方メートル以内ごとに、間仕切壁、天井面から50センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上に煙の流動を妨げる効果のあるもので不燃材料で造り、又は覆われたもの(以下「防煙壁」という)によって区画されたものを除く)、第116条の2第1項第二号に該当する窓その他の開口部を有しない居室又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の居室で、その床面積が200平方メートルを超えるもの(建築物の高さが31メートル以下の部分にある居室で、床面積100平方メートル以内ごとに防煙壁で区画されたものを除く)には、排煙設備を設けなければならない。

建築基準法施行令第126条の3

前条第一項の排煙設備は、次の各号に定める構造としなければならない。

- 一、建築物をその床面積500平方メートル以内ごとに、防煙壁で区画すること。
- 二、排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。

昭和44年度建設省告示第1730号

第二 非常用の排煙設備の基準

一、地下道は、その床面積300平方メートル以内ごとに、天井面から80センチメートル以上下方に突出した垂れ壁その他これらと同等以上の煙の流動を妨げる効果のあるもので、不燃材料で造り、又はおおわれたもので区画すること。

■ 特長

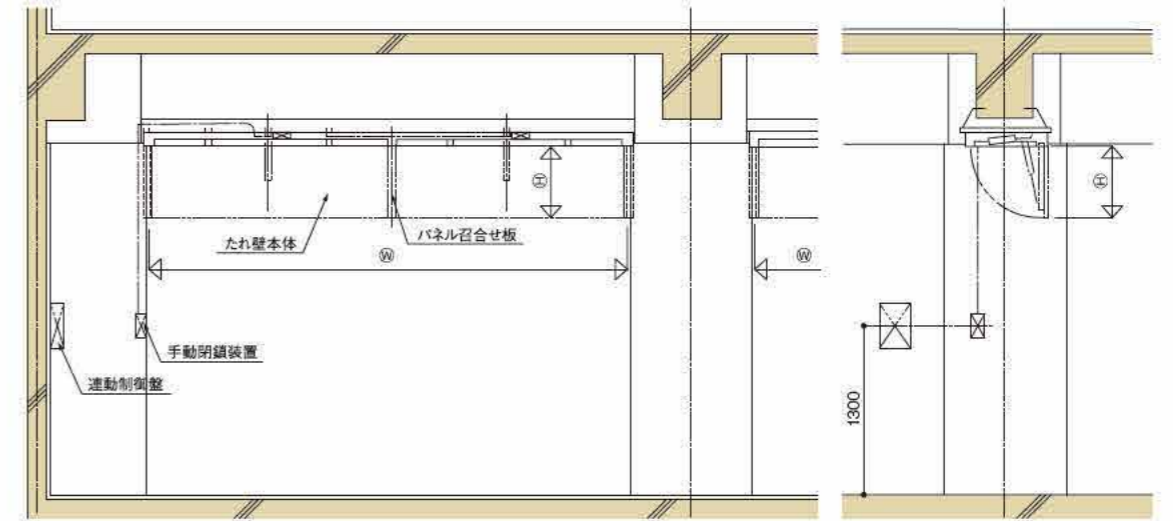
- 通常は天井面に平行にパネルがセットされており、煙感知器の信号によりキャッチがはずれ、90度の回転降下で遮煙性能を果たします。
- パネルをユニット化した、順送り降下方式です。
- パネルの急激な降下を、ショックアブソーバーが機能するまではスプリングが吸収します。両者の緩衝装置の機能により、パネルやケースに衝撃を与えません。
- 天井面を一体化するため、天井付パネルの製作も可能です。天井材厚さ9~12mmを標準とします。
- 格子天井や下り天井の場合にも対応できるように最小製作寸法は250mmからとなっています。

■ 仕様

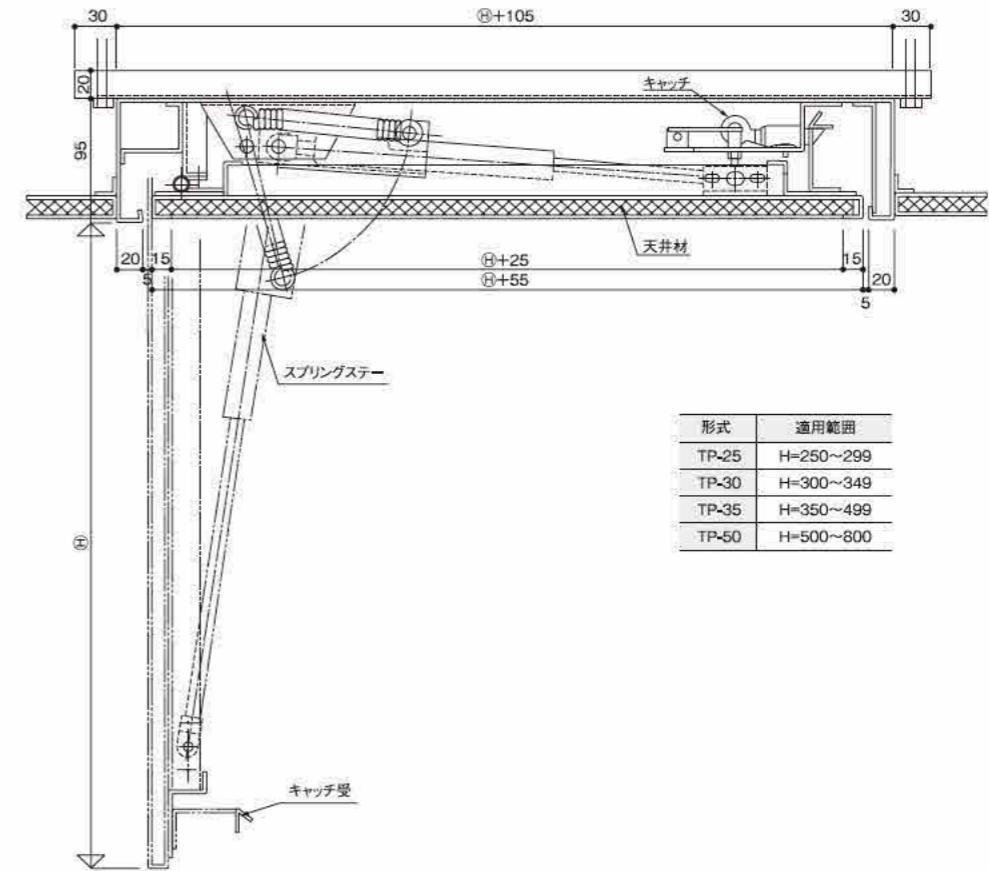
財団法人日本建築センター防災性能評定 No.BCJ-防災-134

製作範囲	⊖=500mmのとき ⊕=19,000mm(1,800mm×11枚) ⊖=800mmのとき ⊕=16,500mm(1,500mm×11枚)
パネル部 ケース部	溶融亜鉛めっき鋼板
連動制御盤	一次側AC100V 二次側DC24V 1回線(SCB-1SB)

● 納まり外観図



● 天井材付き納まり詳細図



形式	適用範囲
TP-25	H=250~299
TP-30	H=300~349
TP-35	H=350~499
TP-50	H=500~800